

議会運営委員会決定資料

委員会付託件名表

平成二年三月七日第一回福生市議会定例会

付託委員会名	議案（請願・陳情）番号	付託件名
総務委員会	陳情第二十二号	子どもたちを最大の被害者にする新学習指導要領の撤回を求める陳情書
厚生委員会	陳情第二十一号	原爆被害者援護法即時制定の意見書提出に関する陳情書

第一回福生市議会定例会会議録（第四号）

平成二年三月八日福生市議会議場に第一回福生市議会定例会が開催された。

出席議員は次のとおりである。

一	一番	田村正秋君	二番	大森進君	三番	野口秀世君
	四番	浜中輝夫君	五番	須釜亮次君	六番	南木繁男君
	七番	佐藤慶二君	八番	林田武君	九番	在原敏博君
	十番	村野和一郎君	十一番	松山清君	十二番	原原敏子君
	十三番	遠藤洋一君	十四番	赤星行人君	十五番	齋藤巽君
	十六番	井上寅吉君	十七番	上野重勝君	十八番	小野沢久君
	十九番	堀川寅實君	二十番	指田保雄君	二十一番	東田正治君
	二十二番	宮沢良一君	二十三番	仲村清信君	二十四番	村尾栄次君

欠席議員は次のとおりである。

なし

欠員は次のとおりである。

なし

一 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 古谷 正夫君 議事係長 島田 幸治君

臨時速記 杉田 愛子君
事務補佐員

一 出席説明員は次のとおりである。

市長 石川 彌八郎君 助役 浅見 裕康君 収入役 内田 和雄君

教育長 来住野 和也君 企画財政部長 野沢 久人君 総務部長 森田 進君

市民部長 岩崎 好亮君 福祉部長 石川 和夫君 建設部長 小野 光朗君

教育次長 矢崎 茂夫君 監査委員 黒田 登君 選挙管理委員長 川辺 登茂次君

行政推進 関口 清君
担当参事

一 本日の議事日程は次のとおりである。

平成二年第一回福生市議会定例会議事日程（第三日目）

開議日時 三月八日（木）午前十時

日程第一 報告第一号 専決処分の承認を求めることについて（平成元年度福生市一般会計補正予算（第五号））

日程第二 議案第十号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第三 議案第十九号 福生市の鳥選定審議会条例

日程第四 議案第二十号 福生市ふっさ十景選定審議会条例

日程第五 議案第十一号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第六 議案第十二号 福生市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第七 議案第十三号 福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第八 議案第十四号 福生市体育施設条例の一部を改正する条例

日程第九 議案第十五号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例

日程第十 議案第十六号 福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例

日程第十一 議案第十七号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第十二 議案第十八号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例

日程第十三 議案第二十一号 福生市ふるさと基金条例

日程第十四 議案第二十二号 福生市中心身障害者福祉施設条例

日程第十五 議案第二十三号 福生都市計画事業福生加美平土地区画整理事業施行規程を定める条例

日程第十六 議案第二十四号
日程第十七 議案第二十五号
日程第十八 議案第二十六号
日程第十九 議案第二十七号
日程第二十 議案第二十八号
日程第二十一 議案第二十九号
日程第二十二 議案第三十号
日程第二十三 議案第三十一号
日程第二十四 議案第三十二号
日程第二十五 議案第三十三号
日程第二十六 陳情第二十一号
日程第二十七 陳情第二十二号

を廃止する条例
福生都市計画事業福生駅東口土地区画整理事業施行規程を定める条例
を廃止する条例
平成元年度福生市一般会計補正予算（第六号）
平成元年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）
平成元年度福生市下水道事業会計補正予算（第五号）
平成二年度福生市一般会計予算
平成二年度福生市国民健康保険特別会計予算
平成二年度福生市老人保健医療特別会計予算
平成二年度福生市下水道事業会計予算
平成二年度福生市受託水道事業会計予算
市道路線の認定について
原爆被害者援護法即時制定の意見書提出に関する陳情書
子供たちを最大の被害者にする新学習指導要領の撤回を求める陳情書

午前十時 開議

○議長（仲村清信君） ただいまから平成二年第一回福生市議会定例会第三日目の会議を開きます。

○議長（仲村清信君） この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

（古谷議会議務局長報告）

一、平成元年第四回定期監査の結果について（別添資料参照）

二、平成元年第五回定期監査の結果について（別添資料参照）

○議長（仲村清信君） 以上で報告は終わりました。

○議長（仲村清信君） 本日の議事運営につきましては、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 村野和一郎君登壇）

○議会運営委員長（村野和一郎君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日、本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告いたします。

本日の日程でございますが、新たに提出されたものはございませんので、昨日残りました議案を昨日と同じ順序としてお手元に御配付の日程表のとおり編成いたしました。

以上のように議会運営委員会としては決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） ただいま、委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしく願います。

○議長（仲村清信君） これより日程に入ります。

日程第一 報告第一号 専決処分承認を求めることについて（平成元年度福生市一般会計補正予算（第五号））を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、報告第一号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第七十九条第一項の規定によりまして、議會を招集する暇がないと認めまして、平成元年度福生市一般会計補正予算（第五号）を専決させていただきましたので、同条第三項の規定によりまして報告し、御承認を求めようとするものでございます。

理由といたしましては、去る二月十八日に執行されました衆議院議員選挙にかかわる予算でございまして、歳入におきましては都支出金で衆議院議員選挙費委託金収入が含まれること、一方歳出におきましては、それをもって衆議院議員選挙費用に充てようとするものでございます。

それでは、予算書によりまして内容の説明を申し上げます。

一 ページを開きいただきたいと思ひます。

総則でございますが、第一条におきまして一千五百一十一万四千円を追加いたしましたして、予算総額を歳入歳出それぞれ百四十六億五千九百六十一万二千円と定めようとするものでございます。歳入歳出の補正内容につきましては、第一表歳入歳出予算補正によるものと定めたものでございます。

次に、三ページを開きいただきたいと思ひます。

歳入について御説明申し上げます。都支出金におきまして、一千五百一十一万四千円の追加につきましては、衆議院議員選挙費委託金収入でございます。これによりまして歳入予算総額は百四十六億五千九百六十一万二千円と相なる次第でございます。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。第二款の総務費におきまして一千五百一十一万四千円の追加でございますが、これは衆議院議員選挙費の追加で、主な支出といたしましては、職員手当等で四百四十一万二千円、通信運搬費百九十四万円、ポスター掲示場設置撤去委託料百五十四万七千円、報酬九十二万六千円等でございます。以上が歳出でございまして、歳出予算総額は百四十六億五千九百六十一万二千

円と相なる次第でございます。

大変雑駁な説明でございますが、一般会計補正予算（第五号）の説明といたします。何とぞ慎重御審議を賜りまして、御承認くださいますようお願い申し上げます。報告といたします。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより報告第一号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって報告第一号は原案のとおり承認されました。

○議長（仲村清信君） 日程第二 議案第十号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 森田 進君登壇）

○総務部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第十号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、本案の提案理由でございますが、御承知のとおり議員が職務のため市外に出張した場合には、本条例によりましてその費用を弁償することになっておりますが、当市の場合、その費用弁償の額が昭和五十七年の改正以来引き上げを据え置いており、内容の一部につきましては実状にそぐわないものもござい

ます。

したがいまして、他市との均衡を考慮いたしまして、一部改正をさせていただきますとともに、合わせて条例事項の整備をいたそうとするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして御説明を申し上げます。主なものとしたしましては、条例第四条第二項の別表第二の費用弁償のうち、宿泊料の額を現行の一夜につき「一万二千元」を千円引き上げまして「一万三千元」に改正しようとするものでございます。

また、同別表の鉄道賃の支給額につきまして、条例上都内、都外の区分により支給額を定めておりますが、この支給区分が実状に合いませんので、すべてを実費とすることに改正しようとするものでございます。

さらに、別表第二の備考第三号中、鉄道賃及び第五号を削り、実態に合った条文内容に定めようとするものでございます。

次に、附則でございしますが、第一項につきましては施行期日を規定したもので、平成二年四月一日から施行いたすものでございます。

次に、第二項、第三項につきましては経過措置を定めたもので、二項は改正後の条例の規定につきましては、施行日以後に完了する出張から適用し、施行日前に完了した出張はなお従前どおりとすること。

第三項につきましては、施行日をはさんで出張した場合についての規定でございまして、施行日以後の期間に対応する分につきましては改正後の条例を適用し、施行日前の期間に対応する分については従前のとおりとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますけれども、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十号は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）

御異議なしと認めます。よって議案第十号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君）

日程第三 議案第十九号 福生市の鳥選定審議会条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、議案第十九号 福生市の鳥選定審議会条例につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

本案は市制二十周年記念事業といたしまして、福生市の鳥を定めたいと考えておりまして、その決定に当たり、市の鳥の候補となる鳥を調査、審議いただく機関として審議会を設けようとするものでございます。今回、市の鳥を定めようといいたします趣旨は、これからのまちづくりにおきまして、ますます福生市の自然や緑を大切にしてまいりたいと考え、その一環といたしまして市の鳥を定め、今後の施策の中に反映させていくとともに、市民の皆さんに自然の保全や緑化に御協力を御理解をいただこうと考えているものでございます。

ちなみに、都下では八市において市の鳥を定めているところでございます。

また、市内の野鳥につきましては、第五小学校におきまして観察が盛んに行われておりますので、審議会の審議にはその観察資料もぜひとも活用させていただきたいと存じております。

なお、市の鳥の決定につきましては、この審議会の答申を得ましてから改めて市議会に御提案をいたし

たいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。
それでは、条例の内容につきまして逐条で説明させていただきます。

第一条は福生市の鳥選定審議会の設置について定めております。

第二条は審議会の所掌事項を定めておりまして、市の鳥にふさわしい鳥を調査、審議することをうたっております。

第三条は組織についてうたっており、委員は十人以上とすることとし、構成といたしましては市議会議員二人、市民代表五人、知識経験者三人の方をお願いいたそうとするものでございます。

第四条は委員の任期について定めておりまして、市長からの諮問に対して調査、審議が終了したときまでとすることとしております。

第五条では審議会の役員及びその選出方法等について定めております。

第六条は会議について定めておりまして、会議の定足数を委員の過半数とし、議事は出席委員の過半数で決することを定めております。

第七条につきましては、審議会の庶務について、企画財政部企画調整課において処理することをうたっております。

第八条は委任条項といたしまして、審議会の運営に関して必要な事項は市長が別に定めることとしております。

附則におきましては、施行期日を平成二年四月一日からと定め、最初の会議につきましては市長が招集し、会議の議長となることをうたっております。

以上、大変雑駁でございますが、議案第十九号につきまして提案理由並びに説明とさせていただきます。慎重御審議を賜りまして、原案御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十四番（村尾栄次君） それではちょっとお尋ねしたいのですが、これは総務委員会に付託ということ

で審査されると思うので、ただちょっとこの中で、私どもでひっかかるところが一カ所あるので、それについてお尋ねしたいのですが、と申しますのは、委員の中で、一、市議会議員二人以内と、二、市民の代表五人以内と、それから三番というふうになっております。この中で市民の代表が五人以内とあるのですが、そうしますと市議会議員が市民の代表ではないような感じもするのですね。そういう感じを受けるわけです、このあれから見ますと。

だから、市民の代表というのは何の市民の代表であるかということを書き記されていないと、あるいは市議会議員を除くとか書いておいてもらえばいいわけで、同じく次の二十号の議案でも同じなんですが、その点をやっぱり一応、私、返答をいただこうか、ちょっとそのさわりだけ返答してください。

○企画財政部長（野沢久人君） こういうた条例——要するに組織をつくります場合に、市民の代表という形で市議会議員さんを含めるという形を従来も取って来ておりませんで、いわゆる市議会の議員さんというお立場と申しますのは、通常我々の申します市民の代表という形とはちょっと違うと。ちょっと違うと言いますのは、選挙におきまして議会の議員さんというお立場をお持ちでございます、このほか、要するに二号におきます市民の代表という方につきましては、市長の方で市民の方々の中で、いわゆるそういった問題に対する知識経験、あるいはうんちくと言いますか、そういうものを持っている方を選ばせていただくといったような意味でございます、そういうようなところから、市議会議員さんを市民の代表の中に入れるという書き方は従来もしてきていないところでございます。そのようなことでございまして、そんな点で御了解賜ればありがたいと思います。

○二十四番（村尾栄次君） わかったようなわからないような御答弁で、実際紛らわしい表現なんです。優秀な企画財政部長さんのお考えでやりになったかも知れませんが、こういう紛らわしいということは誤解を招くということになるわけでございまして、市議会議員というのは割合にひがみ根性を持っておりますので、こういうことのないようにやはり明確な、どここのどういふふうなところの代表が何名、そういうことの内容で書きになった方が今後いいのではないかなと、そういうふうなふうに思うので、これについて大体市側の考え方はわかりますので、そんなことをひとつ御要望申し上げます。

○十八番（小野沢 久君） 自然や緑を大切にするという面では大変結構で、すばらしいことだと思うのですけれども、今、二十周年記念事業ということの発想だということであつたので、そういうことであれば、これが七月一日の記念日に間に合うのかどうか、だとすれば非常に唐突で、期間が短いような気もするし、本来であれば前年度につくってやはり慎重に審議をして、二十周年記念式典に間に合うような形で審議会をつくった方がよかつたのではないかという気がするのですけれども、実際にこれから、四月から始まつて七月に間に合うのかどうかという点が一点。今の村尾さんとも関係が若干あるような気もするのですが、委員の中で議員が二名ということに入っているんですけれども、議員をここに入れた理由がどういふところにあるのか、例えば給食審議会のような大変難しいような審議会には議員は入ってないし、余り難しくないようなところにはこうして議員が出てくるのじゃないかという気がするので、どういふことでここに議員を入れていいのかという点をひとつお願いいたします。二点です。

○企画財政部長（野沢久人君） まず一点目の七月一日との関連でございしますが、市の鳥につきましては七月一日に間に合わせていきたいというふうに考えております。御存じのように市の鳥という点で見ますと、全体的に先ほどもちょっと申し上げましたけれども、第五小学校等におきましていろいろ研究もされてきているところでございまして、そういったものを基にしながら、若干確かに御指摘のとおり市民の皆さまにいろいろ御意見を伺いしていく期間がちょっと短い形にならざるを得ないと。候補の鳥をまず出しまして、その鳥について市民の皆さまに投票をしていただくようなことを考えておりますので、その時間が若干短うございまして、したがういまして、六月定例会に御議決いただくためにかなり忙しい準備をさせていただきますけれども、いずれにいたしましても、そんな背景もございしますものですから、七月一日の日に間に合わせていくようなことで努力はさせていただきます、こう考えております。

それから、二点目の関係でございまして、委員さんの中に議員さんを入れたことについてでございますけれども、実は、市の鳥というふうなものにつきましての考え方といったようなものを選定していく場合に、かなり選定の審議会の委員さんにつきましては専門的な方々に、先ほどちょっとお話がございました市民代表、あるいは知識経験者といった方々の中でお入りをいただこうというふうに考えております。

ただ、同時にそういった専門的な視点からだけではなくて、何といひますか、行政的な視点もお持ちであり、さらに市民の、まさに代表でもございします議員の先生方の御意見、それからさらに若干考えておりますのは、地域の中で活動されている団体の方々についてもお入りをいただきまして、そういった視点から全体の福生市の鳥にふさわしい鳥というものはこういうものではないかというふうな形での御意見をぜひ伺いたいというふうに考えておりまして、そんな点から議員の代表の方々にお入りをいただきたいというふうに考えているところでございます。

○十八番（小野沢久君） 大体わかるのですけれども、そうしますと七月一日には何とか間に合うというところで、そう長い審議もできないと思うので、その答申は尊重はしたいと思ひますけれども、非常にバードウォッチングなんかでは、そういう面では専門家も相当数いるので、うまく委員を選定していただいて、すばらしい、なじみのあるようなものが決まるように期待をします。議員を入れるということについては、最近のこういう審議会、以前は理事者側もいたような気もするんですけれども、いろいろあつて入らなくなつてきています。そういう面では議員も余り入れなくてもいいような気もしますので、これは私の意見です。よろしく願ひします。結構です。

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となつております議案第十九号は、総務委員会に付託いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よつて議案第十九号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第四 議案第二十号 福生市ふっさ十景選定審議会条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○企画財政部長(野沢久人君) 御指名をいただきまして、議案第二十号 福生市ふっさ十景選定審議会条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

福生市内を美しい町にしていくなための景観整備を徐々に進めているところでございますが、その景観を多くの市民の皆さんにも知っていただき、ときにはそこにおでかけいただいで楽しんでいただくとともに、市外にも宣伝する中で、福生市をアピールしていきたいと考えているところでございます。本年は市制二十周年の年でもございますので、このような趣旨でのPRには時期的にも好機ではないかと思われ、二十周年記念事業としてとらえ、選定してまいりたいと考えております。

選定には多くの市民の皆さまの声をお聞きすることが大事なことで存じますので、審議会への答申には市民の皆さんの投票などによる御意見も取り入れながらとりまとめていただくと方向をお願いをいたしたいと考えております。

それでは条例案につきまして逐条で御説明申し上げます。

第一条は景観の候補地を選定するに当たりまして審議会を設け、候補地の調査、審議をしようとするものです。

第二条は所掌事務について定めておりまして、ふっさ十景を選定するために必要な事項を調査、審議することとしております。

第三条は組織について定めておりまして、委員は十二人以内をもって構成し、市議会議員二人、市民の代表五人、知識経験者五人以内の方々に委嘱したいというものでございます。

第四条は委員の任期について定めておりまして、審議が終わるまでといたしております。

第五条は審議会の役員及びその代理関係について定めております。委員の互選により正副会長を選出し、その職務に従事していただくこととなります。

第六条は会議について定めておりまして、会議の定足数としましては、委員の過半数以上の出席を必要とし、議事は出席委員の過半数で決することとしております。

第七条は審議会に関係いたします庶務事務は、企画財政部企画調整課で処理する旨を定めております。第八条は委任条項でございまして、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定めることとしております。

附則といたしましては、条例の施行は平成二年四月一日からとし、経過措置といたしまして、最初の審議会は市長が招集し議長になることといたしております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議案第二十号の説明とさせていただきます。御審議を賜りました。原案御決定くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長(仲村清信君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(仲村清信君) 日程第五 議案第十一号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。
(総務部長 森田 進君登壇)

○総務部長(森田 進君) 御指名をいただきましたので、議案第十一号 福生市非常勤の職員の報酬及び

費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、本案の提案理由でございますが、福生市の非常勤の特別職であります医師等の報酬額につきましては、毎年西多摩医師会と協議し、額の見直しを行っておりますが、平成二年度の額が決定いたしましたので、額の改定を行うとともに、今回新たに市の鳥選定審議会及びふっさ十景選定審議会の設置に伴う審議会委員の報酬額について定めようとするものでございます。

また、非常勤の特別職の職員の費用弁償につきましても、先ほど議案第十号で提案いたしました議員の費用弁償と同様、額の改定を長いこと据え置いておりましたので、他市との状況を考慮いたしまして一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容でございますが、まず第一条の別表第一に、新たに制定をお願いしておりますところの市の鳥選定審議会委員及びふっさ十景選定審議会委員を加え、報酬額につきましては、ほかの特別職と同様の日額「八、〇〇〇円」とし、議員の額につきましてもほかの委員同様二分の一とするものでございます。

次に、医師等の報酬でございますが、産業医の報酬月額を現行「五一、三〇〇円」を「五三、三〇〇円」に、予防接種医の日額を現行の「二五、五〇〇円」を「二六、五〇〇円」に、福祉事務所嘱託医の月額を現行「一〇二、〇〇〇円」を「一〇五、〇〇〇円」に、市立保育園嘱託医の月額を現行「一九、四〇〇円」を「二〇、一〇〇円」に、市立保育園嘱託歯科医の月額を現行「一二、二〇〇円」を「一二、六〇〇円」に改正いたそうとするものでございます。

次に、学校医につきましても、一校につき月額を現行「五一、三〇〇円」を「五三、三〇〇円」に改めますが、学校医で二校以上兼務する場合は、二校目からの学校一校につきまして現行の「三四、〇〇〇円」を「三五、二〇〇円」に改めまして、学校歯科医につきましては月額を現行の「三四、〇〇〇円」を「三五、二〇〇円」に、学校薬剤師は月額を現行の「一六、三〇〇円」を「一七、三〇〇円」にそれぞれ改正しようとするものでございます。

次に、別表第二の費用弁償の改正でございますが、宿泊料につきまして現行の一夜当たり「一一、五〇〇円」を五百円引き上げまして「一二、〇〇〇円」に改正いたそうとするものでございます。

なお、附則でございますが、第一項につきましては施行期日を定めたもので、施行日は平成二年四月一日からとするものでございます。

次に、第二項、第三項につきましては経過措置を定めたもので、第二項は改正後の条例、別表第二の費用弁償のうち、宿泊料の額は第三項の施行日をまたぐ出張を除きまして、施行日以後に完了する出張から適用し、施行日前に完了した出張は、なお従前の例によることと定めたものでございます。

第三項につきましては、施行日をはさんで出張した場合についての規定でございまして、施行日以後に完了する出張は、施行日以後の期間に対応する部分是新条例別表第二の規定を適用し、施行日前の期間に対応する分につきましては、なお従前どおりとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございまずけれども、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっておりまして議案第十一号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第十一号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。